

医師少数区域経験認定医師制度

佐賀県健康福祉部医務課

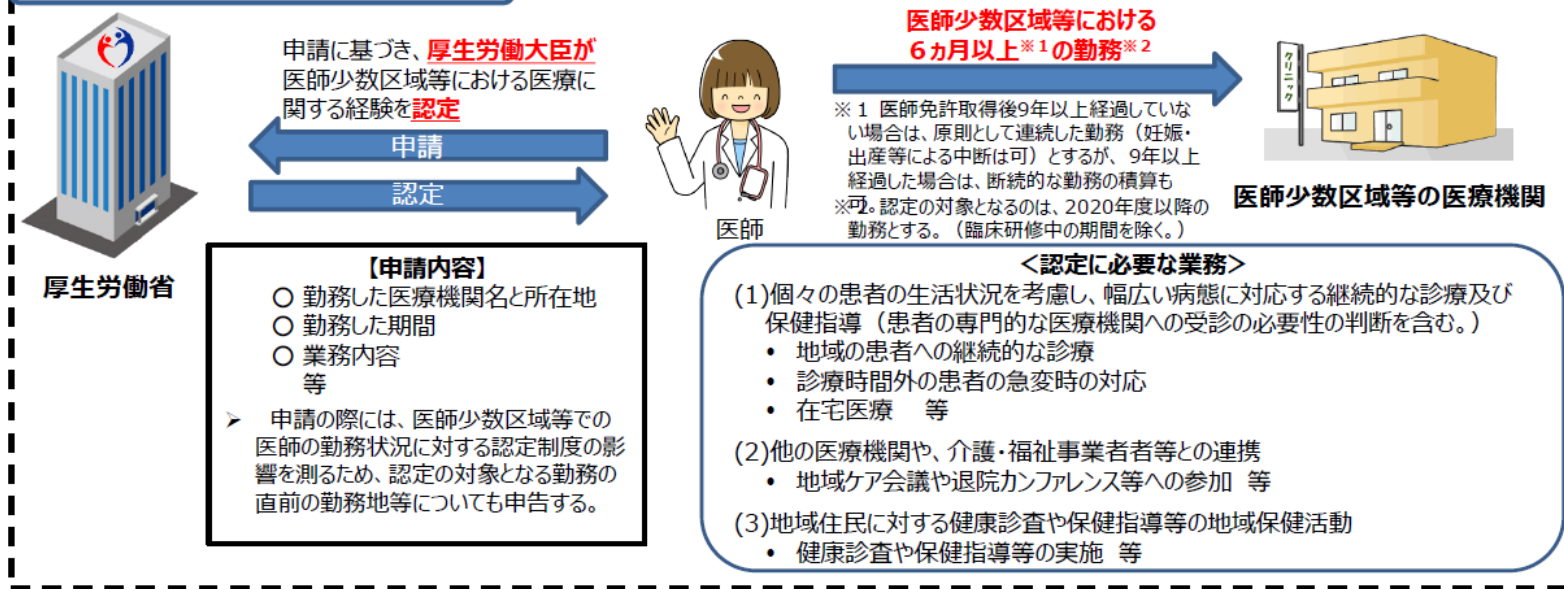
医療人材政策室

令和5年6月19日

医師少数区域等で勤務した医師を認定する制度について

- 医師少数区域等における勤務の促進のため、医師少数区域等に一定期間勤務し、その中で医師少数区域等における医療の提供のために必要な業務を行った者を厚生労働大臣が認定する。

認定に必要な勤務期間や業務内容



認定医師等に対するインセンティブ

①一定の病院の管理者としての評価

- ・ 地域医療支援病院の管理者は、認定医師でなければならないこととする。（2020年度以降に臨床研修を開始した医師を管理者とする場合に限る。）

②認定医師に対する経済的インセンティブ

- ・ 認定を取得した医師が医師少数区域等で診療を実施する際の医療レベルの向上や取得している資格等の維持に係る経費（研修受講料、旅費等）について支援を行う。

■ 認定を受けた場合

認定を受けた医師、当該医師が所属する医療機関は以下の制度が適用できます。

医師

① **管理者の資格**：地域医療支援病院の管理者

医療法第5条の2に基づく認定を受けた場合、地域医療支援病院の管理者となることができます。(2020年度以降に臨床研修を開始した医師が管理者となる場合)

医療
機関

② **補助金**：医師少数区域等で勤務を継続するためのスキルアップ支援

医師少数区域等で診療を行う認定医師のスキルアップを目的とした研修費等について、国の補助を受けることができます。

医師

③ **優遇融資**：医師少数区域等における診療所等の開設に係る融資条件の優遇

認定医師が、医師少数区域等において、診療所等を開設する際、建築資金等の融資条件の優遇融資が受けられます。

補助事業概要

- ✓ 認定医師の医療レベルの向上や資格の維持に係る以下の経費を 医療機関に対して補助
(補助率: 10/10 財源: 国 1/2、県 1/2)

【補助額】

- ① 下表の1. 種目ごとに「2. 基準額」と「3. 対象経費の実支出額」を比較して少ない方の額を選定
- ② 「種目ごとの①の額の合計額」と「寄付金などの収入額を控除した総事業費」を比較して少ない方の額を補助額とする

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
研修受講経費 学会等に出席する ための経費	認定を受けた医師1人当たり次により算出された額 (1) 研修受講料 $10,000円 \times 勤務月数$ (2) 旅費 県内 $2,000円 \times 勤務月数$ 県外 $12,000円 \times 勤務月数$	雑役務費(研修受講料) 旅費
専門書購入経費	認定を受けた医師1人当たり $54,000円$	備品費(図書)
他病院勤務経費	認定を受けた医師1人当たり 県内 $4,000円 \times 勤務月数$ 県外 $24,000円 \times 勤務月数$	旅費

→ 専門領域のレベル維持のために他病院で実績を積むための経費